

# 福岡県公報

平成十七年七月二十二日  
第二千四百十五号  
増刊 ①

この規則は、公布の日から施行する。  
行政書士法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
平成十七年七月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

## 目次

規則（第五十六号・第五十七号）

○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○行政書士法施行細則の一部を改正する規則

訓令（第十一号）

（ねんりんピック室）……………一  
（地方課）……………一

## 規則

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年七月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

## 福岡県規則第五十六号

## 福岡県規則第五十七号

### 福岡県規則第五十七号

#### 行政書士法施行細則の一部を改正する規則

第一条中「（昭和二十六年総理府令第五号）」の下に「、行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第六十一号）」を加える。

第三条中「氏名」を「受験番号」に改める。

第七条中「第十三条第二項」を「第十三条の二十一第一項」に改める。

様式第七号中「第13条」を「第13条の22」に改め、「当該吏員に行政書士」の次に「又は行政書士法人」を加える。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓令

## 福岡県訓令第十一号

## 福岡県教育委員会訓令第四号

本府

出先機関

教育厅

る規則

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十五年福岡県規則第三十五号）の一部を次のように改める。

別表第一中「久留米市にあっては一三・〇」を「久留米市は、平成十七年二月四日ににおける久留米市の区域にあっては一三・〇、その他の区域にあっては一七・五」に改める。

る。

### 附則

ねんりんピックふくおか2005福岡県実施本部設置規程を次のように定める。

平成十七年七月二十二日

福岡県知事 麻生 渡  
福岡県教育委員会

## 福岡県公報

平成17年7月22日 金曜日

## ねんりんピックふくおか2005福岡県実施本部設置規程

(設置)

**第一条** 第十八回全国健康福祉祭ふくおか大会に関する事務を円滑に処理するため、ねんりんピックふくおか2005福岡県実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(組織及び所掌事務)

**第二条** 実施本部に別表第一の上欄に掲げる部を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 別表第二の上欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる班を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(本部長、副本部長及び本部付)

**第三条** 実施本部に本部長、副本部長及び本部付を置く。

2 本部長は、知事をもって充てる。  
3 副本部長は、ねんりんピック室に関する事務を担当する副知事をもって充てる。

4 本部付は、副知事（前項に規定する副知事を除く。）、出納長、東京事務所長及び

教育長をもって充てる。

5 本部長は、実施本部の事務を総理する。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務をもって充てる。

7 本部付は、実施本部の連絡調整に関する事務その他特に命ぜられた事務を処理する。

。(部長及び副本部長)

**第四条** 部に部長及び副本部長を置く。

2 部長及び副本部長は、別表第三の中欄に掲げる役職の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、上司の命を受け、当該部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。  
4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(班長、副班長及び班員)

## 第五条 班に班長、副班長及び班員を置く。

2 班長及び副班長は、別表第四の上欄に掲げる部の同表の中欄に掲げる役職の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 班員は、それぞれの班の班長又は副班長と同一の課、室、出先機関等に所属する職員をもって充てる。

4 班長は、上司の命を受け、当該班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。  
5 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるとき、又は班長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 班員は、上司の命を受け、班の事務に従事する。

7 本部長は、特に必要があると認めるときは、班員を当該班員の属する班以外の班の事務に従事させることができる。

(委任)

**第六条** この訓令に定めるもののほか、実施本部の組織及び運営に関する必要な事項は、

本部長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。  
(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成十七年十一月三十日限り、その効力を失う。

別表第一（第二条関係）

招待部	広報部	運営総括部	部	所掌事務
				1 実施本部の事務の総括及び各部との連絡調整に関する事項。 2 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事項。 3 実施本部に係る従事計画等の総合調整に関する事項。 4 福岡県選手団に関する事項。 5 他の部の所掌に属さない事項に関する事項。
				1 広報、報道及び取材調整に関する事項。 2 大会記録の収集及び整理に関する事項。 3 招待者及び大会役員の案内及び接遇に関する事項。 4 お成りに関する事項。

			歓迎案内部
医療衛生部	輸送部	車両部	一 医療救護に関すること。 二 食品衛生及び環境衛生等に関すること。 三 弁当に関すること。
式典部	選手団等の輸送に關すること。	一 会場周辺における車両の誘導及び歩行者の安全確保に関するこ と。 二 総合開会式及び総合閉会式（以下「開・閉会式」という。）の 会場における駐車場の管理運営に関するこ	と。 と。
イベント交流第一部	一 開・閉会式の式典及び演技の実施に関するこ と。 二 開・閉会式の選手団等の集合誘導及び会場入場整理に関するこ と。 三 北九州芸術劇場におけるイベントの実施に関するこ	と。 と。	と。
イベント交流第二部	西日本総合展示場におけるイベントの実施に関するこ	アクロス福岡、天神中央公園、福岡市立屋敷ふれあい広場及び県立 美術館におけるイベントの実施に関するこ	と。
運営総括部	班	所掌事務	一 実施本部に係る事務の総括及び各部との連絡調整に 関すること。 二 関係機関及び関係団体との連絡調整に関するこ
調整班	総括班	事務	三 実施本部に係る従事計画の総合調整に関するこ と。 四 部内の庶務及び部内の従事計画に関するこ と。 五 他の部及び部内の他の班の所掌に属さないこ と。
一 実施本部に係る通信機器の管理及び運用並びに通信 管理に関するこ			
二 吉塚合同庁舎本部に係る事務の連絡調整に関するこ と。			
三 福岡県選手団に關すること。			
四 福岡県主催イベントの実施に關すること。			

輸送部				医療衛生部				歓迎案内部				
総務班	弁当引換班	食品環境衛生班	医療救護班	総務班	会場外周誘導班	地下鉄乗降誘導班	班	総務班	東京連絡班	車両・荷物班	接遇班	奉迎班
一部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画にすること。	総合開会式及びイベントの会場における食品衛生及び環境衛生にすること。	一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画にすること。	二 開・閉会式及びイベントの会場における救護所にすること。	一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画にすること。	二 駅等から開・閉会式会場までの大会参加者の誘導に関すること。	一 地下鉄駅等における大会参加者の誘導及び案内に関すること。	二 開・閉会式会場周辺の主要歩行路における歩行者の安全確保に関すること。	一 地下鉄輸送に関する緊急時の対応に関すること。	一 博多駅等における案内所の運営に関すること。	一 中央官庁等との連絡調整並びに部内の従事計画に関すること。	二 お成りに係る荷物の管理及び搬送に関するこ	一 お成り先における奉送迎に関すること。
二 部内の庶務にすること。	二 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	二 地下鉄輸送に関する緊急時の対応に関すること。	二 地下鉄駅等における大会参加者の誘導及び案内に関すること。	二 一 駅等から開・閉会式会場までの大会参加者の誘導に関すること。	二 一 地下鉄駅等における大会参加者の誘導及び案内に関すること。	二 一 博多駅等における案内所の運営に関すること。	二 一 駅等から開・閉会式会場までの大会参加者の誘導に関すること。	二 一 駅等から開・閉会式会場までの大会参加者の誘導に関すること。	二 一 駅等から開・閉会式会場までの大会参加者の誘導に関すること。	二 一 駅等から開・閉会式会場までの大会参加者の誘導に関すること。	二 お成りに係る接遇にすること。	二 お成りに係る接遇にすること。
三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。	三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。

		式典部			車両部				選手団輸送第一班	選手団輸送第一班	選手団輸送第一班	
式典班		総務班	駐車場班	交通車両班	総務班	バス乗降誘導班			バス乗降誘導班	バス乗降誘導班	バス乗降誘導班	
一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画にすること。	二 部内の庶務にすること。	一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画にすること。	二 駐車場利用者に対する駐車場から受付までの経路等の案内に関すること。	一 開・閉会式会場における駐車場の管理運営に関すること。	一 総合開会式会場の周辺における大会関係車両の円滑な通行に関すること。	一 バス乗降場の管理に関すること。	一 公共交通機関を利用する選手団の総合開会式会場への輸送及び受付への誘導に関すること（添乗含む。）。	一 公共交通機関を利用する選手団の総合開会式会場への輸送及び受付への誘導に関すること（添乗含む。）。	一 公共交通機関を利用する選手団の総合開会式会場への輸送及び受付への誘導に関すること（添乗含む。）。	一 計画バスを利用する選手団の総合開会式会場への輸送及び受付への誘導に関すること（添乗含む。）。	一 計画バスを利用する選手団の総合開会式会場への輸送及び受付への誘導に関すること（添乗含む。）。	一 計画バスを利用する選手団の総合開会式会場への輸送及び受付への誘導に関すること（添乗含む。）。

第一部 イベント交流	会場管理班	入場整理班	出演者班	選手団班
				<p>一 開・閉会式及びシンポジウム会場における選手団の受付、選手団席への誘導及び連絡に関すること。</p> <p>二 手荷物預かり所の運営に関すること。</p> <p>三 総合開会式会場における入場行進参加者の集合整理、説明及び入場ゲートへの誘導及び連絡に関すること。</p> <p>四 総合開会式会場における入場行進者の選手団席への退場誘導及び選手団席の整理に関すること。</p> <p>五 総合開会式会場における種目別選手団の編成、整列及び誘導に関すること。</p> <p>六 プラカード及び各旗保持者の受付及び誘導に関すること。</p>
				<p>一 演技出演者等の受付及び誘導等に関すること。</p> <p>二 音楽出演者等の受付、誘導及び楽器の搬入等に関すること。</p> <p>三 出演者控室の管理に関すること。</p> <p>四 出演者の集合整理及び入場ゲートへの誘導に関すること。</p> <p>五 入場・閉会式及びシンポジウム会場の入場口における入場者の整理及び確認に関すること。</p> <p>六 開・閉会式及びシンポジウム会場における入場者数の集計及び資料等の配付に関すること。</p> <p>七 会場施設及び仮設物等の点検及び維持管理に関すること。</p> <p>八 案内所の運営に関すること。</p> <p>九 火災等の発生時における情報の収集及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>十 会場及び周辺の美化清掃に関すること。</p> <p>十一 イベントの会場における駐車場の管理運営に関すること。</p> <p>十二 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関すること。</p> <p>十三 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>一イベントの運営に関すること。</p> <p>二 入場者への資料等の配付並びに入場者数の集計及び報告に関すること。</p> <p>三 入場者の誘導及び整理に関すること。</p> <p>四 会場施設及び仮設物等の点検及び維持管理に関すること。</p> <p>五 案内所の運営に関すること。</p> <p>六 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関すること。</p> <p>七 消防及び警備に関すること。</p> <p>八 火災等の発生時における情報の収集及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>九 会場及び周辺の美化清掃に関すること。</p> <p>十 駅等からイベントの会場までの大会参加者の誘導に関すること。</p> <p>十一 イベントの会場周辺の主要歩行路における歩行者の安全確保に関すること。</p> <p>一二 イベントの会場における駐車場の管理運営に関すること。</p>

第一部 総務班	天神中央公園班	アクロス福岡班
		<p>四 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。</p> <p>一 イベントの運営に関すること。</p> <p>二 入場者への資料等の配付並びに入場者数の集計及び報告に関すること。</p> <p>三 入場者の誘導及び整理に関すること。</p> <p>四 出演者の受付、案内誘導及び接遇並びに控室の管理に関すること。</p> <p>五 会場施設及び仮設物等の点検及び維持管理に関すること。</p> <p>六 案内所の運営に関すること。</p> <p>七 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関すること。</p> <p>八 消防及び警備に関すること。</p> <p>九 火災等の発生時における情報の収集及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>十 会場及び周辺の美化清掃に関すること。</p> <p>十一 イベントの会場における駐車場の管理運営に関すること。</p> <p>一二 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関すること。</p> <p>十三 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>一イベントの運営に関すること。</p> <p>二 入場者への資料等の配付並びに入場者数の集計及び報告に関すること。</p> <p>三 入場者の誘導及び整理に関すること。</p> <p>四 会場施設及び仮設物等の点検及び維持管理に関すること。</p> <p>五 案内所の運営に関すること。</p> <p>六 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関すること。</p> <p>七 消防及び警備に関すること。</p> <p>八 火災等の発生時における情報の収集及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>九 会場及び周辺の美化清掃に関すること。</p> <p>十 駅等からイベントの会場までの大会参加者の誘導に関すること。</p> <p>一一 イベントの会場周辺の主要歩行路における歩行者の安全確保に関すること。</p> <p>一二 イベントの会場における駐車場の管理運営に関すること。</p>

福岡市庁舎班	<p>一 イベントの運営に関すること。</p> <p>二 入場者への資料等の配付並びに入場者数の集計及び報告に関すること。</p> <p>三 入場者の誘導及び整理に関すること。</p> <p>四 ステージ出演者の受付、案内誘導及び接遇並びに控室の管理に関すること。</p> <p>五 会場施設及び仮設物等の点検及び維持管理に関すること。</p> <p>六 案内所の運営に関すること。</p> <p>七 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関すること。</p> <p>八 消防及び警備に関すること。</p> <p>九 火災等の発生時における情報の収集及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>十 会場及び周辺の美化清掃に関すること。</p> <p>十一 駅等からイベントの会場までの大会参加者の誘導</p>
--------	---

別表第三（第四条関係）

第一部 イベント交流	第二部
<p>十二 イベントの会場周辺の主要歩行路における歩行者の安全確保に関すること。</p> <p>十三 イベントの会場における駐車場の管理運営に関すること。</p> <p>十四 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関すること。</p> <p>十五 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>十六 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関すること。</p> <p>十七 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関すること。</p> <p>十八 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関すること。</p> <p>十九 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関すること。</p> <p>二十 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関すること。</p> <p>二十一 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関すること。</p> <p>二十二 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関すること。</p> <p>二十三 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関すること。</p> <p>二十四 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関すること。</p> <p>二十五 駐車場利用者に対する駐車場から受付等までの経路等の案内に関すること。</p>	<p>西日本総合展示場班</p> <p>総務班</p> <p>一部内及び他の部との連絡調整並びに部内の従事計画に関すること。</p> <p>二 部内の庶務に関すること。</p> <p>三 部内での事務で他の班の所掌に属さないもの。</p> <p>一 イベントの運営に関すること。</p> <p>二 入場者への資料等の配付並びに入場者数の集計及び報告に関すること。</p> <p>三 入場者の誘導に関すること。</p> <p>四 ステージ出演者の受付、接遇及び案内誘導並びに控室の管理に関すること。</p> <p>五 会場施設及び仮設物等の点検及び維持管理に関すること。</p> <p>六 案内所の運営に関すること。</p> <p>七 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関すること。</p> <p>八 消防及び警備に関すること。</p> <p>九 火災等の発生時における情報の収集及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>十 会場及び周辺の美化清掃に関すること。</p> <p>十一 駅等からイベントの会場までの大会参加者の誘導に関すること。</p> <p>十二 イベントの会場周辺的主要歩行路における歩行者の安全確保に関すること。</p> <p>十三 イベントの会場における駐車場の管理運営に関すること。</p>

部	役職名	職名
運営総括部 運営班副班長	広報部 広報部副部長	運営総括部長 運営総括部副部長
運営班副班長	広報部副部長	保健福祉部長 保健福祉部次長
別表第四（第五条関係）	招待部 招待部副部長	企画振興部長 企画振興部次長
運営総括部 総括班副班長	歓迎案内部 歓迎案内部副部長	出納事務局長
イベント交流 第一部	車両部 車両部長	商工部長 商工部次長
イベント交流 第一部	輸送部 輸送部長	保健福祉部人権・同和対策局長
イベント交流 第一部	式典部 式典部長	環境部長 環境部次長
イベント交流 第一部	式典部副部長 同	保健福祉部医監
イベント交流 第一部	車両部副部長 同	建築都市部長 建築都市部次長
イベント交流 第一部	輸送部副部長 同	土木部長 土木部次長
イベント交流 第一部	式典部副部長 同	生活労働部長 生活労働部次長
イベント交流 第一部	農政部長 農政部次長	総務部私学学事振興局長 建築都市部次長
イベント交流 第一部	水産林務部長 水産林務部次長	教育次長
保健福祉部ねんりんピック室長 保健福祉部ねんりんピック室企画主幹		





